

第1章

都市計画マスタープランの目的と位置づけ

1 都市計画マスタープランの目的と位置づけ

(1) 都市計画マスタープランの目的

練馬区の目標とするまちづくりの将来像をわかりやすく示します。併せて、その将来像を実現するための考え方等を明確にすることを目的とします。

(2) 都市計画マスタープランの位置づけ

区では、今後の区政運営の方向性を明らかにし、現状を踏まえつつ将来を見据えた戦略を提示するため、平成27年3月に「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして」（以下「ビジョン」という。）を策定しました。

都市計画マスタープランは、そのビジョンを受け、まちづくり分野の計画として、まちづくりの将来像や目標を示すとともに、個別の都市計画の方針を示します。また、都市計画マスタープランは、区をはじめとする行政が進める都市計画についての基本的方針でもあります。同時に、住民等（住民、民間事業者等、NPO*、各種の団体など）が主体となって行うまちづくりの指針という性格を併せもっています。

さらに、長期的な視点にたって、まちの将来像や土地利用、都市施設*などの整備の方針を明らかにする、まちづくりのガイドラインとしての役割も担います。練馬区都市計画マスタープランで示す「まちづくりの方針」は、個別の都市計画や地域のまちづくりなどにより実現化を図ります。

練馬区都市計画マスタープランは、全体構想と地域別指針からなります。

全体構想

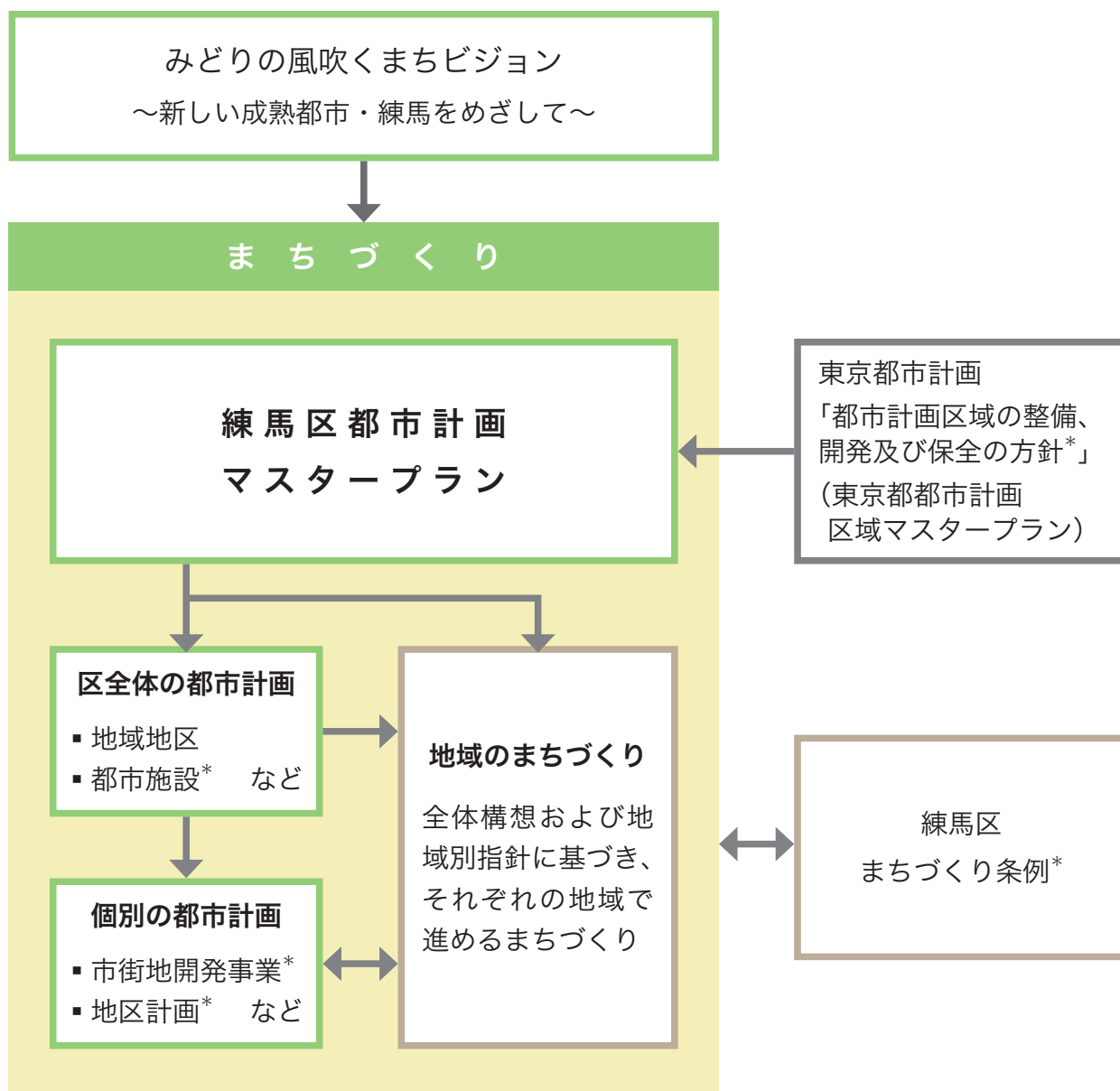
練馬区全体のまちづくりの方針
まちの将来像、都市構造、土地利用の方針、分野別まちづくりの方針等の考え方を提示する。

地域別指針

7地域のまちづくりの指針
※鉄道駅を中心としたサービス圏域を基本に区分



都市計画マスタープランの位置づけ



都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2
 （市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2 改定の考え方

(1) 都市計画マスタープラン見直し（改定）の背景

都市計画マスタープランの策定後10年以上経過し、区のまちづくりは大きく進展しました。その間、社会構造の変化、区民の価値観の多様化により、まちづくりの課題も大きく変化しました。また、まちづくりにおける地球環境問題への配慮の必要性、災害に対する安全性確保の重要性等が改めて認識されています。こうした課題を解決するためには、基礎的自治体として、区は自らの責任をこれまで以上に果たしていかなければなりません。

区では平成27年3月に区政の基本方針となるビジョンを策定し、これまでとは異なるモデルなき未知の時代に向けて、練馬区がさらに成熟した住宅都市として発展する方向性を示しました。

練馬区都市計画マスタープランは、区の都市計画の基本方針であるとともに、ビジョンのまちづくり分野の計画として、今後のまちの将来像を明確にし、区のまちづくりの方向性を示します。

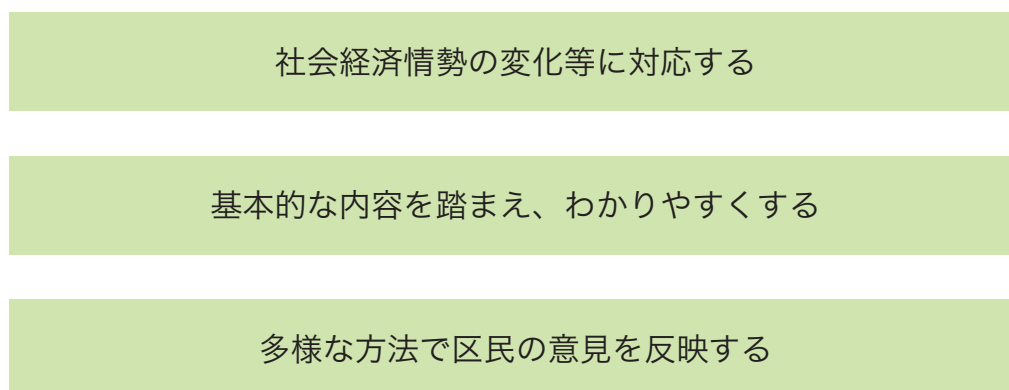
主な改定の背景

社会経済 情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> 人口の減少、超高齢社会の進展 東日本大震災を契機とする安全・安心へのニーズの高まり 環境に配慮したまちづくりの重要性
関連する 法律等の 制定・改正	<ul style="list-style-type: none"> 景観法*の制定や都市緑地法の改正 住生活基本法の制定 都市計画法の改正 地方分権→自治体への権限委譲
モデルなき 成熟社会を 迎えた まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 人口構造の変化 →少子、高齢社会に対応したまちづくりの必要性 土地利用の状況 →住宅用地は増加、今後も「住宅都市」として発展 モデルなき未知の時代に向けてのまちづくり →都心に近い利便性とみどり豊かな環境、多彩な資源を活かした、新しい成熟都市をめざしたまちづくりの必要性

(2) 改定の方針

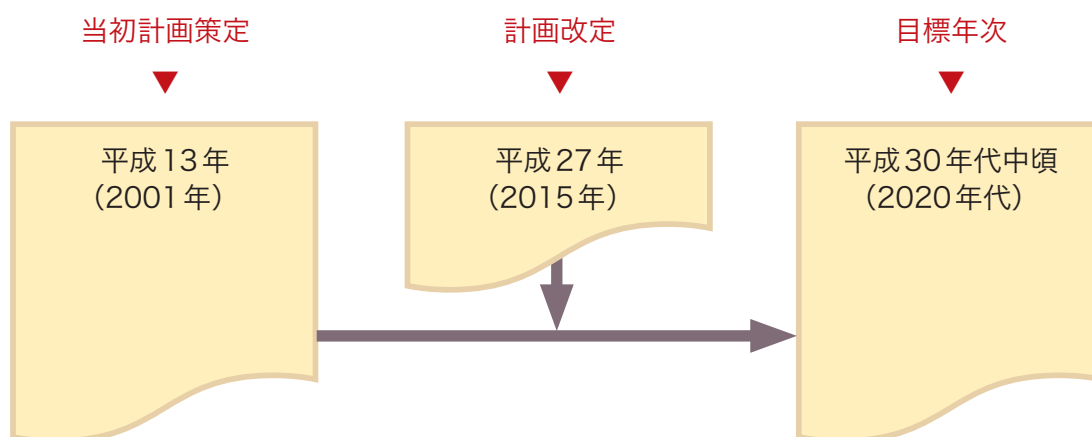
改定にあたっては、基本的な考え方を踏まえ、まちづくりの進捗状況や課題の変化に合わせた修正を行いました。全体構想と地域別指針（二分冊）の内容を精査、全体の構成を整理し、よりわかりやすく編集しました。さらに、練馬区まちづくり条例*（平成17年12月練馬区条例第95号。以下「まちづくり条例*」という。）の規定に基づく区民意見の聴取の他、区民意見交換会等の実施、練馬まちづくりセンターとの連携による多様な方法で、区民意見の把握とその反映に努めました。

さらに、平成27年3月に策定したビジョンで示した新しい成熟社会に向けたまちづくりの方向性を踏まえて、まちづくりに関連する各領域との整合性を図りました。



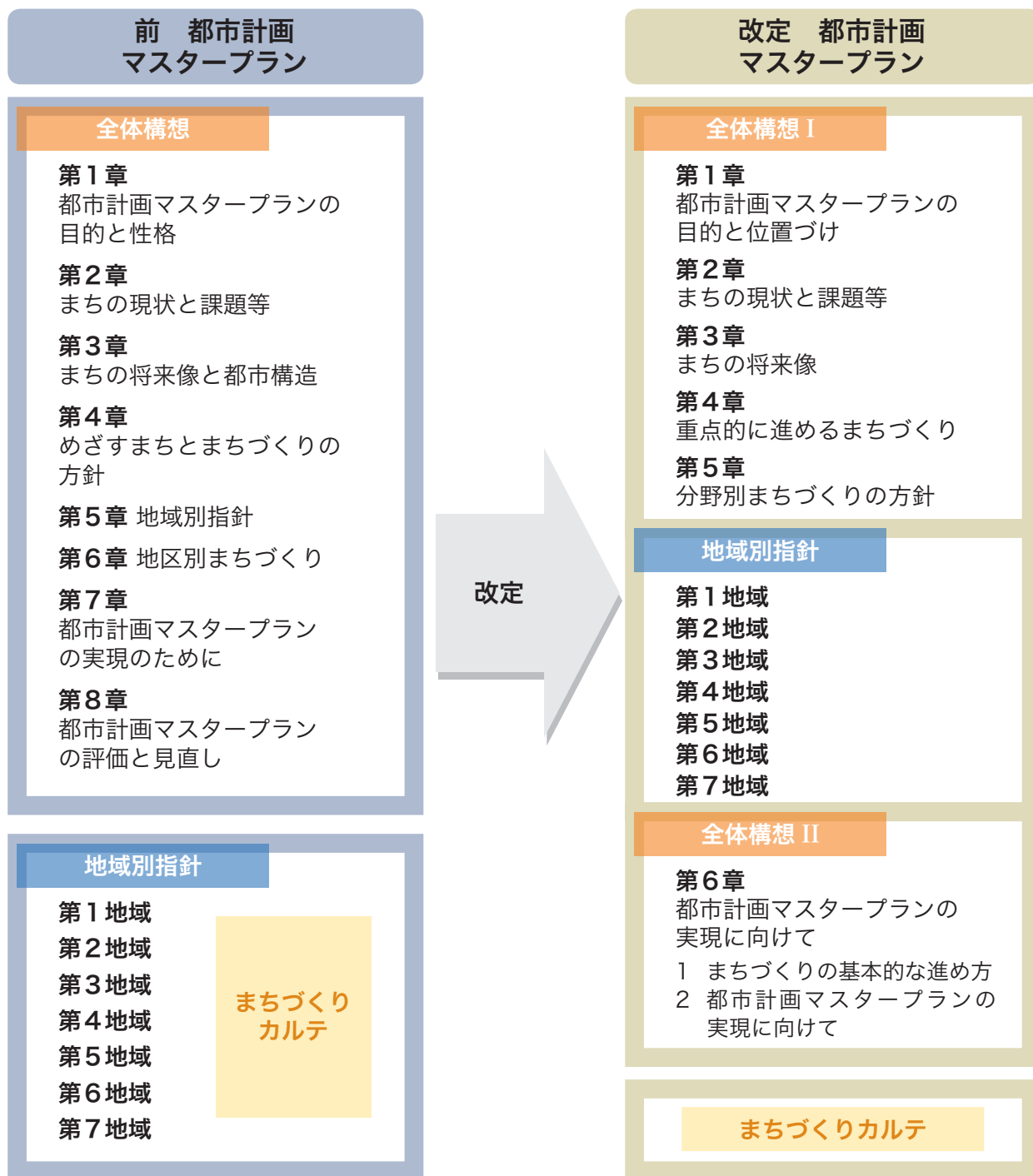
(3) 目標年次

平成30年代中頃（2020年代）を展望し、計画期間は概ね20年とします。（今回は中間の見直しのため、目標年次は踏襲します。）



※当初計画は、全体構想を平成13年（2001年）に、地域別指針を平成15年（2003年）に策定した。

(4) 主要改定内容



- ◇全体構想
 - 第1章～第3章は、構成を整理しました。
 - 第4章は、ビジョンの戦略計画を受けて、重点事業をまとめました。
 - 第5章は、新たに分野別まちづくりの方針としました。
 - 第6章に、前都市計画マスタープランの第6章～第8章をまとめました。
- ◇地域別指針
 - 前都市計画マスタープラン第5章の内容を統合し、新たにまとめました。
- ※まちづくりカルテ
 - 前都市計画マスタープランでは、7つの地域毎の住民の懇談会が、まちの課題等を「まちづくりカルテ」としてまとめました。今回の改定では、区民意見交換会等で寄せられた意見や提案等を整理して「まちづくりカルテ」としました。